

議題（１）学習等供用施設指定管理者の候補者の選定について

1. 審査方法：プレゼンテーション審査による審査

別紙 諮問（写）のとおり、学習等供用施設（富士センター）指定管理者の選定に当たり、第１次審査、第２次審査、総合審査をまとめてプレゼンテーション審査として行います。

2. 出席者

指定管理者選定審査会委員

申請団体 特定非営利活動法人 富士センター運営協議会（１団体３名以内）

施設担当課職員（生涯学習課）

指定管理者選定審査会事務局（行政経営改革課）

3. 審査の流れ：以下のスケジュールで実施

時間(予定)	会議の流れ	内 容
13:30～13:35	開会	会長あいさつ・事務局説明
13:35～13:40	議題 1 施設の概要・資格審査報告	施設の概要・非公募の理由説明 申請団体資格審査の結果報告
13:40～13:45	(休憩)	申請団体 入室・プレゼン準備
13:45～14:45	申請団体 プレゼンテーション審査	プレゼンテーション(30 分) 質疑応答 (30 分)
14:45～15:00	(休憩)	申請団体 退出・ 事務局集計・集計内容の確認
15:00～15:15	集計結果の報告 総合審査	答申書の内容の議論 担当課退室

議題（２）白井駅前センター指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定について

※資料 2 参照

議題（３）今後のスケジュールについて

	開催日時	内 容
第 5 回会議 (非公開)	10 月 3 日 (月) 13 時 30 分から	・ 学習等供用施設の候補者の答申（案）について ・ 市民プールの候補者選考について
第 6 回会議 (公開)	10 月 24 日 (月) 13 時 30 分から	・ 市民プールの候補者の答申（案）について ・ 労働条件審査の内容について

白 指 審 第 号
平成 28 年 9 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会
会 長 岡 東 務

白井駅前センター指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成 28 年 7 月 20 日付け白行第 6 号で諮問のありましたこのことについて、審査により、白井駅前センター指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

答申（案）

平成 28 年 7 月 20 日付け白行第 6 号で諮問のありました白井駅前センター指定管理者の候補者の選定に当たり、申請のあった 2 団体について、平成 28 年 8 月 22 日、申請書類をもとに申請団体によるプレゼンテーション、委員による質疑などにより、指定管理者の候補者として適切かどうか公正かつ慎重に審査を行いました。

審査の結果、いずれの団体もサービス等の評価点数が最低基準点数である 375 点を上回っていること、申請団体の財務状況に関する評価点数が最低点である 25 点を上回っており、申請団体の財務状況が健全でしたので、下記のとおり最も総評価点数の高い団体を指定管理者の候補者として、次点の団体を優先順位第二位として、選定しましたので答申します。

なお、市の指定管理者の指定に当たっては、今回の募集における人件費の上昇分が、施設で働く職員の賃金などに適切に反映されることを確認してください。

記

施設の名称	白井駅前センター (白井駅前公民館・白井駅前児童館・白井駅前老人憩いの家)
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
選定団体	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 藤田 徹 東京都豊島区東池袋 1-44-3 池袋 ISP タマビル 7 階
審査結果	総評価点数 533.7 点
優先順位第二位	しろいエンジョイライフ 代表 成田 秀雄 白井市大山口 2-4-15-204
審査結果	総評価点数 482.0 点

白井市指定管理者選定審査会	会 長	岡東 務
	副会長	松山 豊
	委 員	山崎 明
	委 員	中村 順子
	委 員	水島 耕成
	委 員	伊藤 道行

【主な選定理由】

- 企画書・計画書における自主事業や講座などの提案された内容が非常に充実しており、また、今までの指定管理者の実績から、安心して指定管理者を任せることができる団体であること。
- 施設の運営・管理にあたり、今までの7年間の実績から、運営ボランティアである「サポーター」が育成されており、自主事業やイベントの実施にあたり、連携しており、地域や多世代の交流が図れていること。
- 同団体が指定管理者となっている西白井複合センターの事業との連携による相乗効果が期待できること。

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	35.0
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	34.7
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	34.3
4	自主事業の実施計画について	☐ 施設の設備・機能を活用しているか。 ☐ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ☐ 施設ごとに求める業務の内容は適切か。	38.0
5	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	37.0
6	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	37.7
7	利用料金について	☐ 経費削減のための具体的な提案は適切か。	32.0
8	管理運営費の削減方法について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	36.0
9	類似施設の運営実績について	☐ 類似施設を運営した実績があるか。	23.0
10	市内での市民活動実績とその活用について	☐ 市内での活動実績があるか。その活用の提案は適切か。	22.0
11	施設、設備の維持管理	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	38.0
12	管理体制(職員の配置・研修計画等)について	☐ 職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	37.0
13	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	35.0
14	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	32.0
15	申請者について ※25 点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	34.0
サービス等評価点数 満点 700 点 最低基準点数 375 点			505.7

	審査項目	審査の視点と配点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書について (提案額の審査)	固定式配点:26.5 点満点 変動式:13.5 点満点	0.0
17	指定管理料金及び収支計画書について (妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ☐ 指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	28.0
価格評価点数 満点 80 点			28.0

総評価点数 780 点満点			533.7
---------------	--	--	-------

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	31.0
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	32.7
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	32.0
4	自主事業の実施計画について	☐ 施設の設備・機能を活用しているか。 ☐ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ☐ 施設ごとに求める業務の内容は適切か。	33.0
5	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	30.0
6	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	31.3
7	利用料金について	☐ 経費削減のための具体的な提案は適切か。	28.0
8	管理運営費の削減方法について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	34.0
9	類似施設の運営実績について	☐ 類似施設を運営した実績があるか。	0.0
10	市内での市民活動実績とその活用について	☐ 市内での活動実績があるか。その活用の提案は適切か。	20.0
11	施設、設備の維持管理	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	32.0
12	管理体制(職員の配置・研修計画等)について	☐ 職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	32.0
13	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	35.0
14	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	33.0
15	申請者について ※25 点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	33.0
サービス等評価点数 満点 700 点 最低基準点数 375 点			437.0

	審査項目	審査の視点と配点	合計
16	指定管理料金及び収支計画書について (提案額の審査)	固定式配点:26.5 点満点 変動式:13.5 点満点	19.0
17	指定管理料金及び収支計画書について (妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ☐ 指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	26.0
価格評価点数 満点 80 点			45.0
総評価点数 780 点満点			482.0